



アクツナカノ会計グループ

税制改正ニュース

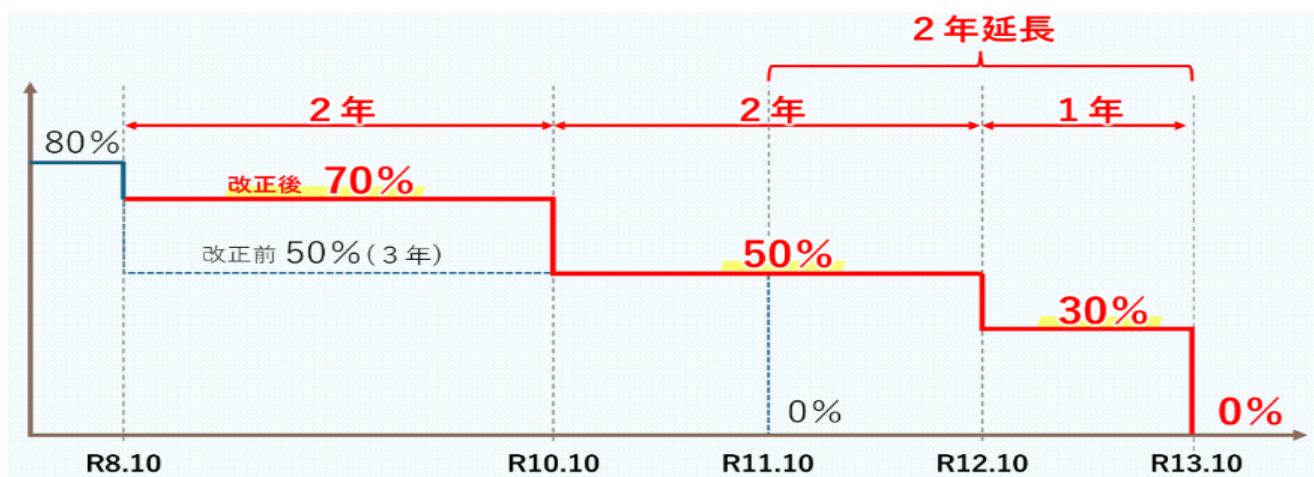
2026年
8月号

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の改正

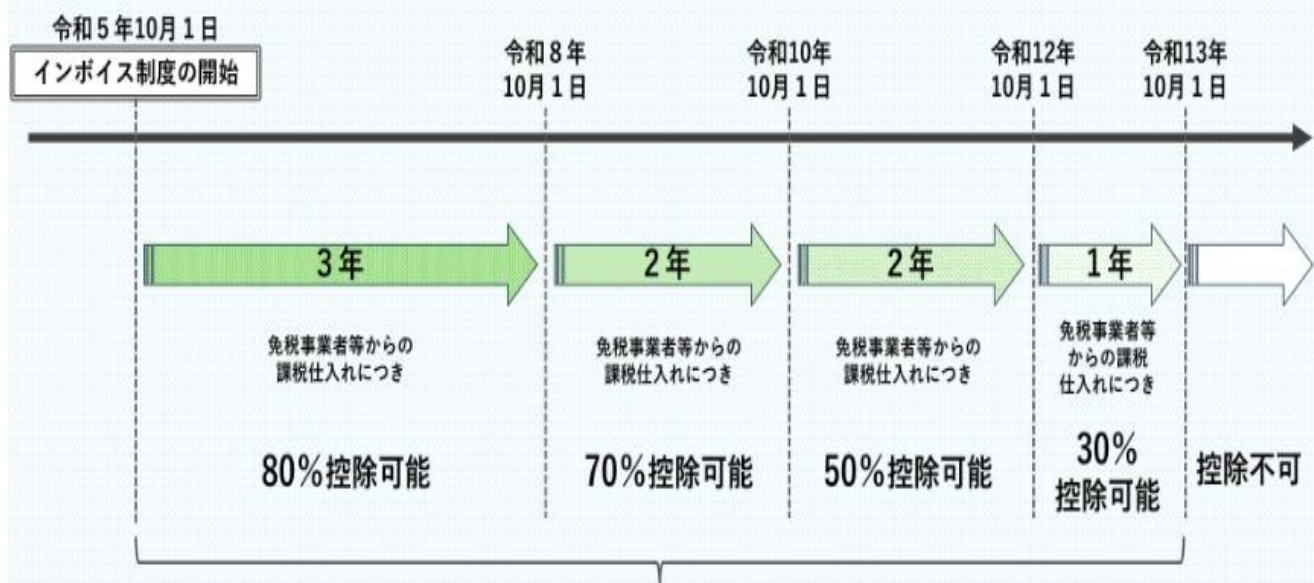
免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、下記の通り控除可能割合が見直されました。

現在免税事業者などからの課税仕入れに係る消費税額等の控除割合について、課税仕入れに係る消費税額等の80%ですが、令和8年10月1日からは課税仕入れに係る消費税額等の70%に改正されますのでご注意ください。

【国税庁 HP より抜粋】



インボイス制度の開始から、免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除について時系列でまとめると以下のとおりです。



この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（「80%控除」・「7・5・3割控除」を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。